

資料6

# 市議会議員共済会と町村議会議員共済会 の組織統合について

## 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(H18)に対する附帯決議

- 国会における附帯決議を踏まえ、所得調査など新たに発生する事務遂行に対応することも含めて、共済会の組織力の向上と効率性を確保するため、市共済会と町村共済会は統合するべきではないか。

### 【地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年5月16日 衆議院総務委員会)】

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財源率の再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。
- 二 地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点を踏まえ、国民の納得が得られるものとするを基本として、引き続き検討を行うこと。

### 【地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年6月6日 参議院総務委員会)】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財政再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。

### **二、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位の一元化を図るに当たっては、その円滑な推進に努めるとともに、両共済会の組織の統合を含め、地方議会議員共済会の組織の在り方について検討を進めること。**

- 三、地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点を踏まえ、国民の納得が得られるものとするを基本として、引き続きその在り方について検討を行うこと。

右決議する。

【「地方議会議員年金制度に関する研究会」報告書(抄)】

3 その他の対応策

地方議会議員共済会の組織の統合

共済会は、都道府県議会議員、市議会議員及び町村議会議員の区分に従い、それぞれ都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が組織されている。

市町村合併の急速な進展に伴い、短期間に、多くの会員や受給者が、町村議会議員共済会から市議会議員共済会に移行し、両共済会が別々の運営を行ってきた制度の前提が大きく変化したことから、平成18年の改正により、市・町村議会議員共済会は財政単位が一元化された。

更に、事務の効率化の観点から、市・町村議会議員共済会の組織統合の可能性を検討する必要がある。

検討に当たっては、各共済会と各議長会の組織との関係、給付システムの統合等の組織運営上の課題についても対応する必要がある。

また、都道府県議会議員共済会についても、事務の効率化の観点から、組織の在り方について検討する必要がある。